

## 3・岩手県内における被災民俗資料の再生へ向けた取り組みについて

目時 和哉 岩手県立博物館 学芸調査員

## 0. はじめに

岩手県教育委員会によると、東日本大震災により岩手県内で被災した文化財等は、博物館等文化施設で所蔵・所管されていたものに限っても50万点を超えるとされる。このうち、岩手県沿岸部の博物館等文化施設および関連収蔵施設等において収蔵・保管されていた民俗資料の被災状況は以下のとおりである。

表1 岩手県内における民俗資料の被災状況

施設・機関名	被災資料点数
陸前高田市立博物館	約20,000点
大船渡市民族資料保管庫・崎浜小学校・吉浜小学校	約500点
釜石市郷土資料館別館収蔵庫	約200点
山田町教育委員会および山田町立鯨と海の科学館	約900点

上記被災資料はほぼ全て海水損しており、平成23年度は資料の表面に固着した土砂の除去(ドライクリーニング)を中心とした処置が施された。とりわけ本県の被災民俗資料点数の大半を占める陸前高田市立博物館や、長期間にわたり資料の保管場所確保が困難であった山田町では、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会(以下「救援委員会」と記す)の支援を受け、全国各地から博物館関係者が支援に訪れたことで、平成23年度内に大方の民俗資料に対しドライクリーニングを施すことができた。

しかし多くの公共施設が被災した沿岸部の市町村において、被災資料の収蔵環境を速やかに整えることは困難であり、乾燥およびドライクリーニングが施された被災資料にも平成23年度の冬期保管中に錆や黴が発生するという、新たな問題が生じた。

そこで平成24年度には、膨大な量の被災資料の劣化進行を防止し、安定的な保管を可能にすべく、除菌・除泥・脱塩を基軸とする安定化処理(被災資料を長期にわたり安定的に保管可能な状態にすること)を効率的に施す方法を構築し、実践した。平成24年度に当館が被災文化施設と連携し行ってきた被災民俗資料の再生に向けた活動の概要を以下に報告する。

## 1. 平成24年度における岩手県立博物館の活動

岩手県立博物館民俗部門では、平成23年度以降、岩手県沿岸部の被災文化施設の中でも最多の被災民俗資料を抱える陸前高田市立博物館を中心に、被災した民俗資料の再生へ向けた活動に取り組んできた。平成24年度は旧陸前高田市立生出小学校の施設を使用した仮設陸前高田市立博物館における作業と連動し、教科書・紙芝居を中心とする紙製資料、木部および鉄部からなる大工道具など、合計約3,000点の被災資料の安定化処理を行った。

さらに6月には黴の発生が確認された大船渡市民族資料保管庫収蔵民俗資料について、除菌を中心とした安定化処理の技術指導を現地にて行った。また釜石市郷土資料館別館収蔵庫にて被災した民俗資料については、錆が著しく進行し緊急の処置を要する鉄製資料約20点が当館に搬入され安定化処置が施されている。

## 2. 紙を素材とする資料の安定化処理

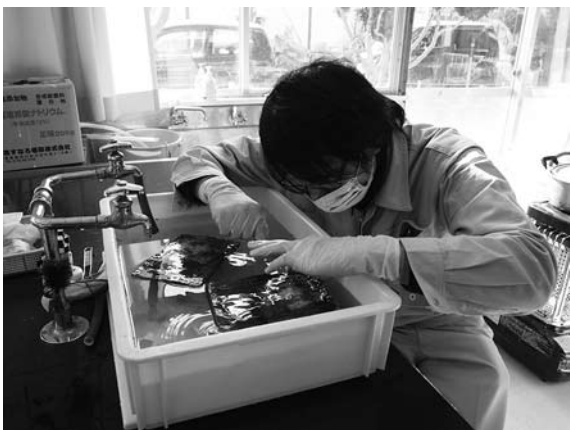
東日本大震災発生後、当館に逸早く搬送された資料は、岩手県指定文化財『吉田家文書』をはじめとする古文書であった。海水損した古文書の劣化進行防止のために不可欠な安定化処理については、平成23年度に当館独自の方法を構築し措置を施してきたところである。具体的方法については、当館の研究報告(木戸協直ほか「海水損古文書の脱塩方法について」、『岩手県立博物館研究報告』第29号、2012年)をはじめ、様々な媒体を通じ公表されている。

洋紙を素材とする民俗資料についても古文書に準じた方法で処置することにより、十分な除菌・除泥・脱塩の効果が確認されている。平成24年度は、陸前高田市立博物館所蔵の教科書および紙芝居を中心に処置を行った。膨大な量の被災資料の処置を円滑に行うためには真空凍結乾燥処理が不可欠である。そこで除菌・除泥・脱塩までの処置を旧陸前高田市立生出小学校で施した後、当館に搬送し、真空凍結乾燥処理後の措置を行うというシステムを構築し作業

の効率化を図った。平成 24 年度末までに教科書約 900 点、紙芝居約 1900 枚分の安定化処理を完了する見込みである。

海水損した紙製資料を処置する際には、被災直後の取り扱いに十分な注意を払う必要がある。今年度安定化処理を施した紙芝居のなかには、海水損後乾燥が進む過程で紙面が癒着し、剥離が困難となったものが多数確認された。今後安定化処理を予定しているマンガ本等についても、被災直後に仮収蔵施設内へ搬入した際、扇風機を用いて風乾させたことで、その大半に表紙を含むカラーページ同士の癒着がみられた。

被災直後の海水損資料を取り扱う上で、黴の発生防備に意を注がなければならないことは言うまでもないが、紙の材質によっては乾燥を急ぐあまり、不可逆的な変質を資料にもたらすおそれもあることは、今後同様の災害が発生した場合における被災紙製資料への初期対応において注意を要する点と言える。



水中にて行う癒着した紙製資料の切り離し作業

### 3. 鉄・木製民俗資料の安定化処理

民俗資料のなかでもいわゆる民具の多くは、木部に加え鉄をはじめとする金属部から成っている。海水損後木部には黴の発生が散見され、金属部は錆が著しく進行していた。そこで、紙を素材とする資料に対する安定化処理法をもとに、上述のような劣化をも防備し得る新たな処理法を再構築し、実践した。現行の処置工程を以下に示す。

- ① X線透過撮影による資料内部構造の確認。
- ② 流水（水道水）に浸しながら、資料表面に固着した土砂を刷毛およびブラシにより除去。
- ③ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（市販されている



超音波洗浄機を用いた除泥

12%溶液を水道水で希釈し、400~600ppm に調整したものに 30 分間浸漬した後、水溶液中で刷毛を用い資料表面をクリーニング。資料を水溶液から取り出し、流水で洗浄。

- ④ 15 分間水道水を用いて超音波洗浄処理。
- ⑤ 水道水に浸漬し脱塩処理。
- ⑥ 24 時間毎に塩化物イオン濃度および電気伝導度を測定。塩化物イオン濃度および電気伝導度がそれぞれほぼ水道水と同レベルの 10ppm、7mS/m 以下に達するまで脱塩を継続。
- ⑦ 目標値に到達した後、精製水に 72 時間浸漬し、塩化物イオン濃度および電気伝導率がそれぞれ 10ppm、7mS/m 以下にあることを確認し、脱塩処理を終了。
- ⑧ 金属部の表面に浮き出た錆を、ワイヤーブラシ等を使い除去。
- ⑨ 素材・形状に応じ真空凍結乾燥または自然乾燥を実施。
- ⑩ 乾燥した資料を燻蒸。
- ⑪ 脱酸素剤を入れたガスバリアフィルムの中に資料を入れ密封。
- ⑫ 資料の経過観察。

脱塩の期間について一例を示すと、体積が 500cm<sup>3</sup>程度の匏については、4ℓ の水道水および精製水へ浸漬させることにより、概ね 3 週間程度で脱塩を完了できるという結果が得られている。ただし当該資料は本部が堅牢で、劣化が軽微なものであり、資料によっては一ヵ月以上の脱塩期間を要するもの、脱塩の過程で脱塩液に油膜が生じるものなども確認されている。それぞれの被災資料の劣化状態に応じていかに効率的な安定化処理を施すか、この点については次年度以降の課題である。



脱塩の過程で汚濁した脱塩液の表面に生じた油膜

#### 4. 博物館資料としての再生へ向けて

これまでに述べた安定化処理法は、紙製資料、木・鉄製資料ともに、あくまでも水洗が可能であることを前提に構築されたものである。水溶性のインク等で記された紙製資料や、通常的水洗・乾燥方法では本来の質感が損なわれてしまう皮製資料などについては、それぞれの素材や劣化状況に対応した安定化処理法の構築が求められる。

また民俗資料のなかには除泥や除菌の過程で、資料が具備する使用痕を喪失する恐れがあるものも相当数含まれている。このような資料に対しても新たな安定化処理法の構築が必要である。

資料の再生に加え、台帳等の流失により失われた資料情報を復元することも、被災民俗資料が博物館資料として再生するうえで不可欠な階梯である。陸前高田市では地元の漁師の方に協力を仰ぎ、資料情報を再収集するという試みが開始されている。博物館等文化施設の存在、その必要性が再認識される契機にもなり得るという点で、こうした地域住民との連携による活動は大きな意味を持つものとする。

いずれの被災施設においても、安定化処理が完了した資料の抜本的な修復、被災状況を反映させた資料データベースの再構築、恒久的な資料展示・保管環境の整備は次年度以降の実施が俟たれる課題であり、被災資料の真の再生へ向けた活動は被災から二年を経て、ようやく緒についたとも言える。全国の皆様には引き続きその活動を見守っていただくとともに、息の長い活動に対する暖かい支援の継続をお願いしたい。